

改正品確法を踏まえた公共工事発注者間の一層の連携強化に向けた取組 （“地域インフラ”サポートチーム関東の設置）

1. 公共工事発注者の相談窓口による対応強化

国、地方公共団体、特殊法人の発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について連携調整を図るため、関東ブロック発注者協議会（事務局：関東地方整備局）を設置しています。

令和2年1月に改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正、建設工事や業務に関する品質確保や働き方改革のための取組目標の指標の決定（令和2年12月に各発注機関毎に目標値を公表）、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5ヶ年加速化対策」の着実な推進に向けた円滑な執行等、発注者としての責務がより重要となってきました。

これらを踏まえ、協議会や発注者ナビ等を通じ、取り組み事例の共有、発注に係る新規制度や働き方改革の取り組みの情報提供等を実施するほか、品確法運用指針に関する地方公共団体等の公共工事発注者の相談窓口機能を強化するため、「“地域インフラ”サポートチーム関東」を設置し、これまで以上に発注者間の連携を強化していきます。

2. 取り組み内容

- 発注協や発注者ナビ等を通じた各種発注関係施策※の新規施策、取り組みの情報提供、共有
- “地域インフラ”サポートチーム関東による各種発注関係施策※の相談受付（ワンストップ対応）
 - ※ 不調・不落対策、ダンピング対策、平準化、週休二日制、CCUSモデル工事等担い手確保・育成（働き方改革への対応）、i-Construction関係施策 等（調査・測量・設計業務関係施策も含む）
- 発注者協議会都県分科会（都県、区市町村）への支援

3. 品確法運用指針に関する公共工事発注者の相談窓口（“地域インフラ”サポートチーム関東）

連絡先：関東地方整備局企画部技術調査課総合評価担当

048-600-1332 ktr-hattiyukyo@gxb.mlit.go.jp